

令和 8 年 8 月 1 0 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、大阪地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、7月9日付け（同月10日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であるとする。

記

1 開示申出の内容

民事訴訟事件の受付段階において、訴状の形式的要件（印紙額、管轄、当事者の特定等）を確認するために職員が使用しているマニュアル、事務処理要領、チェックリスト等の文書一切

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、6月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したが、存在しなかった。
- (2) 苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であると主張するが、本件開示申出文書として想定される文書として、原判断庁の民事訴訟事件係職員が訴状審査事務のために参照しているマニュアルが考えられるところ、当該文書は裁判事務に関する文書であり、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

【機密性 2】

したがって、本件開示申出文書は作成又は取得していないとした原判断に不合理な点はない。

(3) よって、原判断庁の判断は相当である。